

高額療養費の支給申請手続きの簡素化について

令和4年2月22日
第61回事業運営検討WG

資料4

府内市町村の実施状況等

令和3年12月20日×実施状況調査 ⇒ 令和4年1月6日全市町村へ結果及び参考資料を送付

簡素化実施について検討した項目

- 要綱等の制定内容
- 支給申請書の様式
- 支給決定通知の記載内容
- 世帯状況変化への対応
- 支払口座の管理
- 保険料未納者の取扱い
- システム変更時期と改修費用
- 一部負担金の確認方法 など

簡素化実施の状況

70歳以上の簡素化： 約半数の市町村において既に実施済み（**実施済み20、実施予定3、未実施20**）
全年齢の簡素化： 約半数の市町村において実施の方向（**実施済み7、実施予定15、未実施21**）

- ・ システムの更新時期や規定整備の時期を検討しつつ、順次取り組んでいる状況。
- ・ 導入時の費用については、自治体の規模等により、0円が7団体、100万未満が6団体、100万から500万未満が4団体など。
- ・ 支給後の不当利得返還請求については、年間1件あるかないかの状況。

全年齢の支給手続き簡素化について、統一した取組みの方向性等を定める必要性

- ・ 省令により実施可能のため、定めの有無による影響はないとの回答が約4分の3を占めた。
- ・ 必要性ありの意見としては『方向性等を定めることで自庁での導入検討が進む。』等の意見があった。
- ・ 必要性なしの意見としては『明確な実施時期や仕様等を定めると事務運営に支障が生じる。』等の意見があった。

上記内容による、全年齢の支給手続き簡素化について

◀ 府の考え方(令和4年2月時点) ▶

- 高額療養費の支給手続きの簡素化については、被保険者や市町村の負担軽減のため省令改正され、70歳以上のみの世帯に関わらず、全年齢において各市町村において実施可能である。
- 実施済み市町村の状況によると、開始時期や要綱等を精査することにより支給事務等に大きな支障は発生せず、実施のメリットが大きいため、今後も各市町村間の情報共有が必要である。
- 給付主体である各市町村の規定整備やシステム更新等の状況が異なるため、実施の可否や時期等については各市町村の判断による。
- 国が進めている地方公共団体の基幹業務システムの統一や標準化等の動向を注視する必要がある。

従って、「全年齢の簡素化について各市町村の判断により順次実施する」とともに、

「府内市町村の簡素化を推進するため、調整会議等において各市町村間の情報共有を行う」との趣旨について、次期運営方針等に記載してはどうかとの内容を来年度に引き継ぐことと考えている。

◀ 現時点における各委員の意見について ▶

本日の事業運営検討WGでは、今年度の検討内容について、現時点における各委員の意見をいただきたい。

⇒ 今年度の検討内容について、調整会議への報告を行う。